

ID: 184

担当部署: まちづくり振興課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	村田商人やましょう記念館条例 第8条第1項		
例規番号	平成27年条例第8号		
【基準】 第8条第1項の規定による。 (使用料) 第8条 記念館の使用料は、別表のとおりとする。 2 既に徴収した使用料は、返還しない。ただし、町の責めにより使用することができなくなった場合、その他正当と認める理由がある場合は、この限りでない。			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日